

宮古地方振興局長告示第5号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年2月27日

宮古地方振興局長 田 山 清

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200412	有限会社あったかいごこなり	宮古市新町2番1号	平成20年11月30日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200412	有限会社あったかいごこなり	宮古市新町2番1号	平成20年11月30日